

# 令和7年度 鯖江市奨学生募集要項

鯖江市では、家庭の事情等から学資にお困りと認められる方に、奨学資金の貸与を行っています。

1 募集人数 若干名

2 貸与月額

| 貸 与 区 分                                                           | 貸 与 の 額（月額） |           |          |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|----------|
| 高等学校生徒<br>（高等専門学校生徒第 1・2・3 学年を含む）                                 | 国 公 立       |           | 10,000 円 |
|                                                                   | 私 立         |           | 12,000 円 |
| 専修学校の学生<br>短期大学の学生<br>（高等専門学校第 4・5 学年を含む）<br>大学の学生<br>（大学院の学生を含む） | 国 公 立       | 自 宅 通 学   | 17,000 円 |
|                                                                   |             | 自 宅 外 通 学 | 20,000 円 |
|                                                                   | 私 立         | 自 宅 通 学   | 27,000 円 |
|                                                                   |             | 自 宅 外 通 学 | 30,000 円 |

「国公立」とは、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人および独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)および地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する学校をいい、「私立」とは、国および地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。

また「専修学校」とは、学校教育法による「専修学校」(一般課程をのぞく)を指すものとする。

3 学力基準 現在学校最終2か年の学習成績平均が5段階法の評定で3.5以上であること  
※専修学校、短大、大学在学の方は、最近2か年の成績が、本人の属する学部(科)の上位1/3以上であること

4 貸与利率 無利子

5 貸与期間 令和7年4月から各学校における正規の最短就学期間です。

6 貸与方法 四半期(6月・9月・12月・2月)に、3か月分ずつ貸与します。

7 奨学生対象者 鯖江市に在住する者の子弟であって、人物・学業ともに優れた人。

8 奨学資金貸与申請手続

令和7年3月31日(月)までに、鯖江市教育委員会教育政策課へ次の書類を提出してください。

◎ 提出書類

① 鯖江市奨学資金貸与申請書 1通

在学する学校長の検印を受けてください。(推薦調書の印と同じ印)

連帯保証人2名と連署してください。

連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

記入もれのないことを必ず確認してください。

② 鯖江市奨学資金貸与推薦調書 1通

在学校で作成してもらい、学校長の推薦印を受けてください。

在学中の成績については、学校が発行する成績証明書添付も認めます。

③ 連帯保証人(2名)および家族全員の所得証明書 各1通

※連帯保証人のうち1名は、父母兄弟またはこれに代わる者

他1名は、県内在住の成年で独立の生計を営む身元確実な者

(65歳未満の方で、所得のある方)

将来、奨学資金償還の責を負い得る者であることにご留意ください。

④ 住民票(家族全員の記載のあるもの)(1通)

\* 続柄および本籍記載のもの

\* 最新情報のみ記載のもの

\* マイナンバーの記載のないもの

令和7年3月1日現在で記入すること。

注意事項をよく読んで、記入もれのないようにすること。

9 奨学生の決定

選考委員会(4月開催)の審査を経て、奨学生に採用された方には、5月上旬に「鯖江市奨学生採用通知書」を交付します。

※採用決定通知後には、以下の書類が必要となります。

誓約書(連帯保証人2名の実印の押印が必要)、印鑑登録証明書(連帯保証人2名分)

振込先登録申請書、領収書・生活状況報告書の送付先

10 償還方法

奨学資金の貸与が終了して6か月を経過してから10年以内の年賦返還です。

11 その他

- (1) 貸与期間中、領収書(年4回)および学業成績証明書と生活状況報告書(年1回)を提出していただきます。学業成績証明書については、鯖江市教育委員会より直接各学校に提出を依頼します。
- (2) 他の奨学資金と併せて利用できます。
- (3) 鯖江市奨学資金の貸し付けを受けた人が、大学等を卒業後、市内に定住した場合に、鯖江市奨学資金の償還金を一部免除する制度があります。

◆詳しくは、鯖江市教育委員会 教育政策課まで

〒916-8666 鯖江市西山町13-1

直通電話番号 (0778)53-2250